

「広報ちくしの」広告掲載枠売買契約書（案）

筑紫野市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、筑紫野市広報紙「広報ちくしの」の広告掲載枠の売買に関し次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、「広報ちくしの」の広告掲載枠（以下「広告掲載枠」という。）を乙に売り渡し、乙は、甲にその対価（以下「広告掲載料」という。）を支払う。

（広告の仕様）

第2条 広告の規格、位置その他の仕様は、「広報ちくしの」広告掲載仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、この契約を締結した日の翌日から令和9年3月31日までとする。

（広告掲載料）

第4条 広告掲載料は、〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇〇〇円）とする。

- 2 乙は、広告掲載料について、2回に分割したもの（2等分し、端数が生じた場合は端数の額を第2回目の支払額に加える。）を、甲が指定する日までに、甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、広告が仕様書に定める広告掲載枠の数に満たない場合であっても広告掲載料を甲に支払わなければならない。
- 4 第2項に定める支払期限を遅延したときは、納入期限の翌日から遅延日数に応じ、当該金額に法定利率を乗じて計算した額を、乙は遅延損害金として甲に納入しなければならない。ただし、遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を徴収しない。

（広告掲載料の不還付）

第5条 すでに納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、乙の責めに帰すことができない理由により広告の掲載ができない場合は、この限りでない。

（契約の解除等）

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を一時停止し、又はこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の締結又は履行に関し、不正な行為があったとき。
- (2) この契約を履行しないとき、又はこの契約の履行の見込みがないとき。
- (3) 甲が指定した期限までに原稿を提出しないとき。
- (4) 乙に重大な社会的信用失墜行為があったとき。

- 2 甲は、関係行政機関からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

（損害賠償）

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、その損害を賠償しなければならない。

- (1) 乙がこの契約の履行に際し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前2条の規定により広告の掲載を一時停止し、又はこの契約を解除した場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

（広告内容についての責任）

第8条 乙は、広告内容に関する一切の責任を負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。

（免責）

第9条 甲は、乙がこの契約若しくは仕様書に反すること、又は広告の内容により乙又は第三者が受けた損害については、一切責任を負わない。

（権利又は義務の譲渡等の禁止）

第10条 乙は、甲の承認を得ないでこの契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

(秘密の保持等)

第11条 乙は、この契約の履行に際し知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(費用の負担)

第12条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第13条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(補足)

第14条 この契約に定めるもののほか、乙は筑紫野市契約規則（平成4年筑紫野市規則第10号）及び関係法令の定めるところに従わなければならない。

2 この契約書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。ただし、軽微な内容については、乙は、甲の指示するところによるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲 筑紫野市石崎一丁目1番1号
筑紫野市
代表者 市長 平井一三

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○
代表者 ○○○ ○○○○